

## 災害時の避難命令はどんな時にできるの？

台風が日本に近づくとテレビで「避難勧告をだして、避難している人が…」と放送されることがあります。

『避難勧告や避難指示』とは、どんな時に発令されるかご存じですか？

### 避難勧告・避難指示の種類

避難準備情報	危険予想地域の住民に対し、避難のための準備と事態の周知を行う必要がある場合
避難勧告	災害が発生した場合や発生するおそれがある場合に、市長がその住民に対して避難を勧めたり、避難を促す行為をいいます。
避難指示	状況がさらに悪化し、避難すべき時機が切迫した場合または災害が発生し、現状の残留者がある場合に、市長がその地域の住民を避難のために立ち退かせる行為をいいます。避難勧告より拘束力が強いものです。

これ以外にも自主避難があります。

### 自主避難をするとき

市から避難の勧告・指示がない場合でも、危険を感じたら安全な場所に自主避難してください。自主避難をされる場合は、各支所および防災対策課に連絡してください。

### 伝達方法

避難勧告・指示の伝達方法は、防災無線や広報車などでお知らせします。



詳しい問い合わせは...防災対策課 ( ☎ 57-8501 )

### --- その他相談機関 ---

- 高知県心の教育センター  
088-833-2922  
いじめや不登校、学校生活全般問題行動に関する相談
- 中央児童相談所  
088-866-6791  
子どもの教育、いじめ、虐待、不登校や非行障害に関する相談
- 子どもと家庭の110番  
088-866-9999  
育児の悩みやしつけ、虐待に関する相談
- 子どもの人権110番  
088-822-6505  
子どもの人権についての相談
- 警察ヤングテレホンコーナー  
088-822-0809  
少年の悩みについての相談
- 警察いじめ相談電話  
088-872-7867  
いじめについての相談

子どもが学校のことを話さなくなっていますか？

最近、痛ましいニュースが後を絶ちません。保護者や学校の先生、地域の皆さんは子どもの発信する、かすかな信号にお気づきですか？ 法務省が急きよ「いじめ問題相談強化週間」として10月23日から29日の期間中は、子どもの人権110番に8月の強化週間の約9倍の相談が寄せられたそうです。自分一人では見つからない答えも、だれかに相談すれば、きつといい答えが見つかります。立ち止まってしまっても、また歩き出せるように、まず相談してください。

こちらに相談してください

香南市教育委員会

☎ 57-7521

家庭児童相談室 (香南市福祉事務所)

☎ 56-1089



## 地方税法改正により

# 個人住民税が変わります！

問い合わせ 税務課 ☎ 57-8504

## 個人住民税の税率は一律10%

住民税は増えても所得税が減り負担は同じです

個人住民税(市・県民税)の所得割は、今まで3段階の累進課税でしたが、今回の改正により所得額にかかわらず一律10%(個人市民税6%、個人県民税4%)の比例税率になります。このことによる増額分は、所得税を現在の4段階から6段階に変更することで調整し、納税者の負担が変わらないよう改正しています。(下表参照)

	現行			改正後	
	課税所得	税率		課税所得	税率
個人住民税	200万円以下	5%	個人住民税	一律	10%
	700万円以下	10%			
	700万円超	13%			
所得税	330万円以下	10%	所得税	195万円以下	5%
	900万円以下	20%		330万円以下	10%
	1800万円以下	30%		695万円以下	20%
	1800万円超	37%		900万円以下	23%
				1800万円以下	33%
		1800万円超	40%		

課税所得...収入金額から必要経費、扶養控除など各種控除をした後の金額です。

## 定率減税が廃止

このことに関する税負担は増加します

定率減税は平成11年度の税制改正で、厳しい経済状況に対応する緊急的な特例措置として導入され、税額から一定の額を控除する措置です。19年度は、経済状況の改善が認められるため定率減税は廃止されることになりました。(下表参照)

平成17年度分	平成18年度分	平成19年度分以降
所得割額の15%を控除(最高4万円)	所得割額の7.5%控除(最高2万円)	廃止

所得割額...課税所得に税率を掛けたもの。

## 65歳以上(平成17年1月1日現在)の非課税措置が廃止

税額が急に増えないよう段階的に課税しています

(右表参照)

平成18年度	19年度	20年度
本来の税額の1/3課税	2/3課税	全額課税

## 平成19年度からの住民税 Q & A

- Q 税負担は増えますか？
- A 個人住民税は増えますが、所得税の税率を変えることで税額を減らして調整するため、個人住民税+所得税の負担は変わりません。しかし、定率減税や非課税措置の廃止などにより税負担は増加します。
- Q いつからですか？
- A 個人住民税と所得税の納付方法によって、実施の時期にはズレがあります。例えば、サラリーマンなど毎月の給料から税金を天引きされている人は、所得税の変更が平成19年1月の給料から、個人住民税の変更は、平成19年6月から実施されます。一方、事業者は個人住民税の変更が平成19年6月から、所得税の変更は平成20年3月の確定申告から実施されます。